

【アメリカ】公有地屋外レクリエーション経験拡大法の制定

主幹 海外立法情報調査室 河合 美穂

*2025年1月、公有地での屋外レクリエーションの機会へのアクセスを改善して、関連する経済を活性化するため、内務省、農務省等の施策を定める法律が制定された。

1 背景及び経緯

米国の連邦政府所有地（以下「公有地」）は日本の国土の約7倍の広さであり、その約95%は、土地や資源の保全と利用を所掌する4つの連邦機関によって管理されている¹。国民の多くにとって、国立公園、自然保護区、国有林等の公有地の一般的な利用方法は、屋外レクリエーション（以下「屋外活動」）である。その経済規模は、年間1.1兆ドル（約160兆円）に達し、約500万人が雇用されており、付加価値は年間5637億ドル（約82兆円）で、米国のGDPの2.2%を占め、実質GDPは対前年比4.8%増（米国全体では1.9%増）と言われる（2022年）²。

公有地での屋外活動は、1950年代から関心が高まり、様々な屋外活動を促進する法律が制定され、連邦政府及び州政府による関連施策が行われてきた³。しかし、近年では、施設の老朽化、煩雑な許可手続や高額な許可料金等が公有地へのアクセスの妨げとなっている⁴。

こうした事態を改善するため、12本の関連法律案を一括した法律案が超党派議員により、2023年11月29日に連邦議会に提出された。両議院で審議後、2024年12月19日に同議会で可決され、2025年1月4日、バイデン（Joe Biden）大統領（当時）により署名されて、公有地屋外レクリエーション経験拡大法⁵（以下「EXPLORE法」）が制定された（同日施行）。

2 EXPLORE法の概要

EXPLORE法は、全3編65か条から成る⁶。アクセスの確保・改善により関連経済を活性化

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。

¹ 内務省傘下の土地管理局、魚類野生生物局及び国立公園局並びに農務省森林局である。Mark K. DeSantis, *Motorized Recreation on Federal Lands*, Washington: Congressional Research Service, R48076, May 29, 2024, p.1. <<https://www.congress.gov/crs-product/R48076>>

² 1ドルは145円（令和7年7月分報告省令レート）。House Committee on Natural Resources, “Legislative Hearing on the “Expanding Public Lands Outdoor Recreation Experiences (EXPLORE) Act”,” November 30, 2023, pp.3-4. <https://naturalresources.house.gov/uploadedfiles/hearing_memo--sub_on_fl_leg_hrg_on_the_explore_act_11.30.23.pdf>; The U.S. Bureau of Economic Analysis, “Outdoor Recreation Satellite Account, U.S. and States, 2022,” November 17, 2023, p.2. <<https://www.bea.gov/sites/default/files/2023-11/orsa1123.pdf>> 付加価値とは、企業が生産活動の結果、新しく創出した価値。その価値の総計が国内総生産（GDP）となる。伊東光晴編『岩波現代経済学事典』岩波書店, 2004, p.670.

³ 日本レクリエーション協会監修、余暇問題研究所編著『アメリカの公園・レクリエーション行政—その歴史的背景と事例研究一』不昧堂出版, 1999, pp.47, 183-187. 超党派議員により公有地対策パッケージが提案された例として、2020年に、トランプ（Donald Trump）大統領（当時）が国立公園の整備の遅れに対応し、その他の保全の支出を成文化して、関連基金に数十億ドルを計上したグレート・アメリカン・アウトドア法（Great American Outdoors Act (P.L. 116-152)）がある。Rachel Frazin, “House approves bipartisan outdoor recreation package,” 2024.4.9. The Hill Website <<https://thehill.com/policy/energy-environment/4583918-house-approves-bipartisan-outdoor-recreation-package>>

⁴ House Committee on Natural Resources, *op.cit.(2)*, p.3.

⁵ Expanding Public Lands Outdoor Recreation Experiences Act (EXPLORE Act) (P.L. 118-234) <<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/6492/text>>

⁶ 第1条：略称、目次、第2条：定義、第1編：屋外レクリエーション及び基盤（第111条～第157条）、第2編：米国（全土）へのアクセス（第201条～第232条）、第3編：レクリエーションのための屋外利用（手続）の簡素化（第301条～第355条）

することが法律の主な目的であるため、その観点から整理して内容を紹介する。

(1) 屋外活動への新たな幅広いアクセス

内務長官や農務長官の所掌に応じて、屋外活動へのアクセス向上策が義務付けられる。例えば、長距離サイクリングコース特定（第121条）、安全なロッククライミングの手引発行（第122条）、射撃場に適した場所の特定（第123条）、アーカンソー州の宿泊キャンプ場の修復（第124条）、（宣伝や勧誘目的の）映像・画像の無償撮影の条件付容認（第125条）等である。

(2) 特定利用者のアクセス向上

屋外活動は、経済的利益のほかに健康上の効果も重視され、公有地について、障害者の利用の利便性を向上すること、軍人・退役軍人の利用・雇用機会を増加させること、青少年の利用を拡大することが奨励された（第2編）。例えば、青少年に対しては、内務長官等が共同して公有地訪問を増やすための戦略を策定することが義務付けられた（第231条）。また、子供のための屋外活動法⁷の有効期間が7年間延長された（第232条）。

(3) アクセスしやすい公共施設の整備等の官民協力による促進

この法律では、公共施設の整備前にニーズ評価が義務付けられることが特徴である。利便性向上のため、インターネット・携帯電話サービス整備の支援（第141～143条）、駐車場や洗面所拡充が規定された（第154条）。また、官民協力協定による施設の維持・改善を行う試行プログラムを内務長官等が策定し、土地使用を許可する代わりに、プログラム参加者から使用料等を徴収し、その土地の屋外活動支援に利用する（第153条）。既存の屋外活動遺産協力プログラム（先住民等の土地での屋外活動の機会を向上させる助成金）が成文化された（第156条）。

(4) 目的地へのアクセスを支える地域経済支援

目的の公有地への玄関口となる隣接地域（ゲートウェイ・コミュニティ）に対しても、居住やインフラ、訪問のニーズ評価に基づき、内務長官等の技術的支援や財政的支援が提供され、協定の締結や特別使用許可の発行等がなされ、また官民協力も奨励される（第131条）。さらに、訪問先での案内人やガイドといった屋外活動を補助する活動組織や中小企業への特別許可証の便宜を図り（第316条）、経済的負担を軽減する。複数省庁の管轄区域にまたがる移動の共同許可証の試行（第315条）など、サービス優先の許可手続の現代化・簡素化に取り組む。そのほか、連邦土地レクリエーション強化法⁸による（公有地での）屋外活動に対する料金徴収権を特定の連邦機関へ付与する期間が延長された（第311条）。

(5) デジタル技術を活用したアクセス

手続の現代化のために、デジタル技術を活用し、国立公園及び連邦屋外活動地区年間パス（America the Beautiful）のオンライン購入やデジタル版が導入されることとなった（第322条）。内務長官等には、屋外活動の現状を評価し予測するため、訪問者データを一元化することが義務付けられ、訪問のリアルタイムデータや予測データの共有が試行される（第132条）。

(6) アクセスのための連携

内務長官等は、公有地の屋外活動の資源について一元化した目録を作成し、ニーズ評価等を行い、その価値や機会を特定する（第112条）。屋外活動連邦機関間会議（農務省・商務省・国防総省・内務省傘下の機関等による。）は屋外活動の方針等を調整する（第113条）。

⁷ 2015年以降、小学4年生とその家族に、公有地への入場を無料とする年間パスが発行され、2019年にJohn D. Dingell, Jr. Conservation, Management, and Recreation Act (P.L. 116-9) の一部として法制化された。

⁸ Federal Lands Recreation Enhancement Act (16 U.S.C. §§ 6801-6814) 延長前の有効期間が2024年10月1日までであった。